

攻める労務管理 守る労務管理

石田幹夫

8



る。

厚生労働省においては
「監督または管理の地位
にある者の範囲」を次の
ように示している。

—法第41条第2号に定

める「監督もしくは管理
の地位にある者」とは、

一般的には、部長、工場
長等労働条件の決定その
他の労務管理について経営
者と一体的な立場にある
者であり、名称にと
らわれず、実態に即して
判断すべきである。

とし、さらに実態に基
づく判断として

—資格及び職位の名称
にとらわれることなく、
職務内容、責任と権限、
勤務様様に着目する必要
がある—

とし、加えて
—基本給、役付手当等
において、その地位にふ
さわしい待遇がなされて
いるか否か、ボーナス等
の一時金の支給率、その
算定基礎賃金等について
も役付者以外の一般労働
者に比し優遇措置が講じ

られているか否か—

と管理監督者の範囲を
厳格に示している。

—もし、割増賃金の輕
減化が脳裏をかすめると
すると—

管理監督者の範囲は、
各企業において、それぞ
れの実態に基づいて決定
すべきである。
その範囲の判断をして
決定にあたつて、少しで
も一割増賃金の軽減—が
脳裏をかすめたとする
と、当然管理監督者の判断
は甘い狂いが生ずること
になる。

管理監督者の範囲は、
厚生労働省の通達を基本
にしながら、企業の実態
によつて厳格に判断すべ
きである。

そして、企業の管理監
督者の範囲を聞かれたと
き、胸を張つて堂々と管
理監督者の範囲の決定過
程が答えられるべきであ
ろう。これが攻める労務
管理であり、守る労務管
理である。

平成20年1月28日、夕刊を手にした労務・人事等部门の管理者、担当者に衝撃が走った。各新聞とも一面に「残業代未払、店長管理職にあらず。東京地裁判決755万円支払い命令。名ばかり管理職」の文字が躍っていた。そして早々と、その年の4月8日の新聞の短歌投稿の入選作に、「わが家にも名ばかり管理職一人居り暗き出でて暗きに帰り来」が登場し「名ばかり管理職」の呼称が一気に広がりをみせていった。もし企業内に「名ばかり管理職」の問題が発生

規定期間等に関する規定の適用除外—
労働基準法第41条において「この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日にに関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない」と規定し、その適用しない労働者を事業の種類にかかわらず、監督もしくは管理の地位にある者と定めている。

企業においては、この規定に基づいて、自社における「管理監督者」を決めることになるが、判定によっては労使攻防などを手にした労使攻防どう対応するか。